

2017年8月

一般財団法人 上越環境科学センター

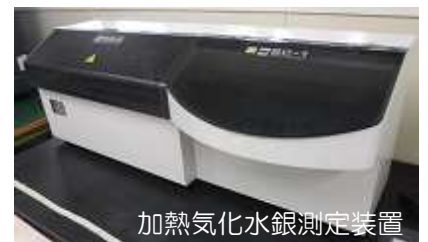
今夏は、大雨による被害が日本各地で発生しています。「記録的短時間大雨情報」も何度となくニュースで耳にしますが、この情報は、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測あるいは解析したときに各地の気象台が発表するもので、重大な災害の発生する可能性が高まっていることを周知するものです。猛烈な降雨により、一気に水かさが増して河川が氾濫したり、道路が冠水したり、建物や地下街に水が流れ込んだり、土砂崩れが起きたりといった事態が想定されます。各地域で発表される避難指示や避難勧告、避難準備情報を活用し、早めの対応で身の安全を確保しましょう。

さて、今回の JEC ニュースでは、「水銀に関する水俣条約の発効」、「三酸化二アンチモンに係る規制の追加」、「廃感圧複写紙の PCB 含有試験」、「土壌汚染対策法の改正」について取り上げます。また弊センター改築工事の状況についてもご報告いたします。

1. 水銀に関する水俣条約の発効

平成 29 年 5 月 18 日付けで「水銀に関する水俣条約」の締結国数が 50 か国に達し、条約発効日をその日の後 90 日目の日としていたことから、平成 29 年 8 月 16 日に発効されました。条約を踏まえ整備された国内措置には、条約発行日を施行日としているものやそれと前後するものがありますので、それぞれ確認が必要です。国内措置の詳細な内容については、官公庁のホームページをご覧ください。過去の JEC ニュース (No.36,38,40,41) でも関連事項を取り上げております。

なお、このような措置に則るべく、各種業界団体としても何らかの規制を設け関係者に対して通知をする動きがありますので、今後の動向に注意が必要です。



(水銀分析装置)

◆条約実施の為に主な国内措置

<水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (水銀汚染防止法) 関係>

法令等	施行期日	概要
水銀による環境の汚染の防止に関する法律【制定】	2017.8.16 (条約発効日) ※一部は 2016.12.18 2018.1.1	<ol style="list-style-type: none"> ① 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。 ② 水銀鉱の掘採を禁止する。 ③ 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。 ④ 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。 ⑤ 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。 ⑥ 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。 ⑦ 水銀含有再生資源の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。 ⑧ その他罰則等所要の整備を行う。
同 施行令【制定】	2017.8.16 (条約発効日) ※一部は 2017.7.1 2018.1.1 2020.7.1 2020.12.31	<ol style="list-style-type: none"> ① 製造を規制する「特定水銀使用製品」として、一定の量を超える水銀を含有するボタン電池、蛍光灯等を定める。 ② 水銀等の使用に係る規制を行う製造工程として、アセトアルデヒドの製造工程等を定める。 ③ 貯蔵に係る規制を行う水銀等として、水銀及び塩化第一水銀等の6種類の水銀化合物を定める。 ④ その他所要の規定を整備する。

<大気汚染防止法関係>

法令等	施行期日	概要
大気汚染防止法【改正】	2018.4.1 (条約発効日から2年以内で政令で定める日)	<ol style="list-style-type: none"> ① 一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。 ② 届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。 ③ 届出対象外であっても水銀等の大気中への排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。 ④ 罰則等所要の整備を行う。
同 施行規則【改正】	2018.4.1 (改正法の施行と同じ)	<ol style="list-style-type: none"> ① 水銀排出施設の種類及び規模、排出基準(注)を定めた。 (注) 既存施設及びその他一定の条件に該当する場合における経過措置を定めた ② 水銀排出施設の届出等に係る様式を定めた。 ③ 水銀濃度の測定頻度や測定結果の取扱いを定めた。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係>

法令等	施行期日	概要
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令【改正】	2016.4.1 (①及びその収集運搬基準) 2017.10.1 (廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに③の基準)	<ol style="list-style-type: none"> ① 廃水銀等を特別管理廃棄物に指定する。 ② 廃水銀等の処理基準を強化する(密閉容器に入れて運搬すること、硫化・固型化してから埋立処分を行うこと、等)。 ③ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加する(水銀使用製品産業廃棄物について破碎することのないように運搬すること、相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること、等)。
同 施行規則【改正】	2017.10.1	<ol style="list-style-type: none"> ① 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加。 ② 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加。 ③ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加。 ④ 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加。 ⑤ 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加。

<外国為替及び外国貿易法関係>

水俣条約の発効に伴い、対象となる特定水銀及び特定水銀使用製品等を輸出入する場合は「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

【通知等】

- ・「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」
- ・「輸出貿易管理令の運用について」
- ・「特定の水銀の輸入承認について」
- ・「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」

<ガイドライン>

- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン Ver 1.0
- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver 1.0
- ・水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン
- ・水銀廃棄物ガイドライン
- ・家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン

排ガス中の水銀濃度、廃棄物、製品等の水銀含有量等、各種水銀測定については弊センターで対応しております。お気軽にお問い合わせください。

2. 三酸化二アンチモンに係る規制の追加

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 60 号）及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 60 号）がそれぞれ平成 29 年 3 月 29 日、4 月 27 日に公布されました。これにより、**三酸化二アンチモン及びこれを重量 1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「三酸化二アンチモン等」）**が、**特定化学物質の第 2 類物質（うち管理第 2 類物質）**及び**特別管理物質**に追加されました。**施行日は平成 29 年 6 月 1 日**となっており、**作業主任者の選任と作業環境測定の実施については 1 年間の経過措置**が設けられています。

改正により必要になる措置等(概要)

- ◆ **局所排気装置の設置** ☆性能要件（抑制濃度）：**アンチモンとして 0.1mg/m³**
- ◆ **容器の使用、作業・貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け**
- ◆ これを製造し、又は取り扱う作業について、**作業主任者**を選任する。（平成 30 年 6 月 1 日から適用）
作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任する。
- ◆ これを製造し、又は取り扱う屋内作業場について、**作業環境測定**を実施し、**結果の記録を 30 年間保存する。**
（平成 30 年 6 月 1 日から適用） ☆**作業環境評価基準（管理濃度）：アンチモンとして 0.1mg/m³**
- ◆ **業務従事労働者と配置転換後労働者に対する特殊健康診断**を実施し、**結果の記録を 30 年間保存する。**
- ◆ **名称や取扱い上の注意事項等を掲示する。作業記録**を作成し、**30 年間保存する。**
- ◆ **三酸化二アンチモンの製造、取扱作業における、特殊な作業の管理**を規定
 - ①**発じん、2次発じんの防止**
 - ・床、窓枠、棚等は、水洗、超高性能フィルター付き真空掃除機等により容易に掃除できる構造とする。
 - ・毎日一回以上粉じんの飛散しない方法により掃除する。
 - ・使用した器具、工具、呼吸用保護具、作業衣等は、付着した三酸化二アンチモンを除去しなければ、作業場外への持ち出し不可。
 - ②**湿潤な状態（スラリー化、溶媒への溶解等した状態）で取り扱うとき**
 - ・密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置は必ずしも必要としない。（作業環境測定、特殊健康診断等は必要）
 - ③**三酸化二アンチモンの製造炉等における付着物のかき落とし、湯出し（滓取り、ノロ除去等）の作業**
 - ・以下の措置を講じた場合には、局所排気装置等の設置を要しない。また、以下の措置を講じた場合に限り、作業環境測定の適用除外とする
 - ☑全体換気装置（除じん装置付設）を設置し、有効に稼働する
 - ☑労働者に有効な呼吸用保護具及び粉じんの付着しにくい作業衣又は保護衣を使用させること
 - ☑当該作業場所に当該業務の従事労働者以外の労働者（有効な呼吸用保護具及び粉じんの付着しにくい作業衣又は保護衣を使用した労働者を除く。）の立入禁止及びその旨の掲示

用途の例

各種樹脂、ビニル電線、帆布、繊維、ほうろう、塗料等の難燃助剤、吐酒石、高級ガラス清澄剤、合成触媒、顔料

≪注意≫「樹脂等により固形化された物を取り扱う業務」は、**特化則の規定の適用を除外する**（※ほかの特定化学物質が含まれている場合には、その物質に対する措置が必要である）が、**皮膚への接触による健康障害のおそれがあることから、一般健康診断における皮膚症状の確認をすることが望ましい。**

3. 廃感圧複写紙のPCB含有試験

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業課から公表されている『低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法』は、種々の廃棄物（木くず、廃プラスチック、汚泥、金属くず、塗膜くず等）のPCB濃度測定方法をまとめた資料であり、平成 29 年 4 月の改定で廃感圧複写紙のPCB含有試験（採取方法を含む）が追加されました。この資料によれば、従来PCB含有量が 3~5 重量%とされてきたPCB入り廃感圧複写紙も、実際には 5,000mg/kg 以下のものが少なからず存在することが報告されているということです。

PCB廃棄物はその処分期限が決められていることから、処分前の濃度確認として絶縁油、ウエス、塗膜くず等の分析に関する問い合わせが弊センターでも増えております。保管等されている廃感圧複写紙についても今一度ご確認ください。

4. 土壌汚染対策法の改正

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」が平成 29 年 5 月 19 日に公布されました。今回の改正は、平成 21 年改正法の施行から 5 年が経過し施行状況の検討を行ったところの結果を踏まえ、土壌汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置を講じようとするものです。概要は以下の通りです。

1 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合（軽易な行為等を除く。）には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。

2 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、計画が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。

3 リスクに応じた規制の合理化

- ① 健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施工方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
- ② 基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動も可能とする。

4 その他

土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

施行期日 : 上記 1～3 は公布の日から 2 年以内の政令で定める日
上記 4 は公布の日から 1 年以内の政令で定める日



改築工事の状況報告

業務機能が新棟に移りました

昨年の起工式からちょうど 1 年が経った 7 月 1 日、新棟の引渡しが行われ、以降、旧棟からの機器・装置・備品等の移設並びに移設後の能力確認等を行い、新棟で業務を実施できる体制を整えました。その間、皆様方大変ご不便をお掛け致しましたこととお詫び申し上げますと共に、ご理解、ご協力賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

なお、引き続き旧棟の解体や駐車場整備等の工事が 9 月末まで行われます。ご来所、ご近隣の皆様方におかれましては、ご迷惑をお掛けしないよう努めて参りますので、今しばらくご容赦くださいますよう何卒宜しくお願い申し上げます。（※新棟の見学をご希望される方は、お気軽にご連絡ください。）



（新棟 エントランス）

一般財団法人
上越環境科学センター

〒942-0063
新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : info@jo-kan.or.jp

URL : <http://www.jo-kan.or.jp>

担当 : 業務課 佐賀・森

【編集一〇メモ】

新棟のエントランスを入った受付ロビーには、壁面に木材（杉）が使われており、来所された方からは木の香りがするとの声も聞かれます。木の香りには癒し効果があるとのことですが、それ以上に気持ちが良いと言っているような対応ができるよう、職員一同心機一転で努めて参ります。



JEC ニュースをご覧くださりありがとうございます。
ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いです。

（編集担当：佐賀）

